

公 告

まんのう町公告 58 号

次のとおり条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、まんのう町建設工事執行規則（平成 18 年まんのう町規則第 116 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 14 日

まんのう町長 栗 田 隆



第 1 入札に付する事項

- 1 工 事 名 令和 7 年度まんのう町情報基盤更新事業（仲南サブセンター）
機器更新工事
- 2 工事の場所 香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430
香川県仲多度郡まんのう町生間 415 番地 1 他
- 3 工事の内容
(1) 放送用・通信用センター機器設置調整
(2) 発電機設置及び電源設備工事
- 4 工 期 契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日
- 5 予定 価格 ￥1 2 7, 8 6 2, 9 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）
- 6 この工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

第 2 入札に参加する者に必要な資格等

1 入札参加資格を有する者

この入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。）
- (2) まんのう町建設工事指名停止等に関する規則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 97 号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもので本町の入札参加資格を受けた者

- イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り。)を受けた者で、本町の入札参加資格審査を受けた者
- (5) 香川県に本社、本店または支店、営業所を有すること。
 - (6) まんのう町の令和7・8年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格名簿」という。)に登載され、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23第1項の規定による経営事項審査(審査基準日が申請書の提出日前1年7月以内のものうち、直近のもの。以下同じ。)における電気通信工事業の総合数値が1,000点以上の者であること。
 - (7) 平成19年4月1日から令和7年3月31日までの間において、FTTH方式、FTTC方式のいずれかの方式によるケーブルテレビ施設整備事業のセンター施設整備を元請として受注し、施工した実績を有する者であること。
 - (8) 次に掲げる要件をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 監理技術者(電気通信工事)の資格を有し、同種工事に現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかとして従事した実績があること。
 - ② 第1級有線テレビジョン技術者又はこれと同等以上の資格を有し、同種工事に現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかとして従事した実績があること。(「これと同等以上の資格を有する者」とは、電気通信主任技術者(伝送交換)の資格を有する者。)
 - ③ 入札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があり、その旨を明示することが出来る資料を提出できること。
 - ④ 上記「同種工事」とは、放送機器・通信機器の設置調整工事を含む「電気通信工事」とする。

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は、令和7年4月23日(水)までに、かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)から、入札公告様式第1号に入札公告様式第2号及び入札公告様式第3号による入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)と以下の書類を添付のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 建設業許可証明書の写し
 - イ 指定建設業監理技術者資格者証の写し
 - ウ 建設業法第27条の27第1項に規定する経営事項審査の結果通知書(審査基準日が本申請書の提出日前1年7月以内のものうち、直近のもの)の写し
- (2) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの施工実績及びイの配置予定の技術者の工事経験については、平成19年4月1日から令和7年3月31日までに工事が完成しているものに限り記載すること。

 - ア 施工実績
1の(7)に掲げる資格があることを判断できる施工実績を入札公告様式第2号に記載すること。
 - イ 配置予定の技術者

1の(8)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び工事経験を入札公告様式第3号に記載すること。

ウ 添付資料

入札公告様式第2号及び入札公告様式第3号については、記載内容を確認することができる書類を添付すること。

(5) 入札参加資格の確認結果は、令和7年4月30日(水)までに電子入札システムにより通知する。

(6) 申請書等の受付

ア 受付期限

令和7年4月14日(月)9:00～令和7年4月23日(水)15:00まで

イ 受付方法

電子入札システム

(7) その他

ア 申請書等関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 申請書等に関する問い合わせ先

まんのう役場 企画政策課 TEL 0877-73-0106 FAX 0877-73-0113

3 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、その旨を電子入札システム上から請求するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 請求期限

令和7年5月2日(金)16:00まで

イ 請求の方法

電子入札システムによる

(3) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年5月9日(金)17:00までに電子入札システム上で行う。

4 設計図面等の交付

(1) 交付方法 電子入札システムよりダウンロードすること。

(2) 設計図書について質問がある場合は、質問事項を電子入札システムより次のとおり提出すること。

ア 提出期間

令和7年4月30日(水)から同年5月12日(月)正午まで。

イ 提出方法

電子入札システムによる

(3) (2)の質問に対する回答は電子入札システムの公開資料にて以下の期限までに回答する

ア 回答期限

令和7年5月16日(金)17:00

第3 入札・開札等

1 入札書の受付方法

電子入札システムによる

2 入札書の受付期間

令和7年5月16日(金)9:00から令和7年5月19日(月)17:00まで。

3 開札の日時

令和7年5月20日(火) 午前9時00分

第4 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムで入力すること。

第5 入札保証金及び契約保証

1 入札保証金

入札保証金は免除する。

2 契約保証金

契約保証金の納付、利付国債の提供又は金融機関の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付した場合にあっては、この限りでない。契約保証の方法については、落札後直ちに申し出ること。

第6 入札の無効等

1 規則第17条の各号のいずれかに該当する場合における当該入札は無効とする。

2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び、入札心得等において示した入札に関する要件に違反したものは、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には、落札決定を取り消す。

第7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

第8 契約の締結

1 当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、まんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年まんのう町条例第52号)第2条の規定により、まんのう町議会の議決が必要である。

2 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において当該落札者が第2の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第9 契約審査(低入札)への準備及び対応

低入札価格調査基準価格未満の価格を入札した者については、契約審査委員会において、その価格根拠等について審査することとなる可能性があるため、価格根拠等の契約審査委員会の求める資料及び、契約審査委員会への出席を求められ

た場合に、速やかに対応できるよう準備しておくこと。

第10 問い合わせ先

〒766-8503

香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430 番地

まんのう町役場 企画政策課

TEL 0877-73-0106

FAX 0877-73-0113